

金樓子譯注(八)

興 膳 宏

聚書篇六

自序篇に、三十餘歳に至るまで、「泛く衆書萬餘を玩」したと記され、十四歳で眼を患つてからは自分で書が讀めないため、左右の者に交替で書を讀ませたとも記されるように、蕭繹は大の讀書家として知られた。また單に讀書家であつただけでなく、熱心に書の収集に努めたことにおいても、六朝期でひとさわ抜きん出た存在であつた。聚書篇は、彼がいかにして逐時的に書を収集したかについて語つた貴重な證言である。少時に始まつて、西魏の侵攻によつて江陵政權が崩壞する直前まで、任地として赴いた先先でさまざまな人脈を利用して書を集めたことがつぶさに述べられている。聚書の範圍は極めて廣く、經書・史書はいう

までもなく、佛典から陰陽・卜祝・博奕・法書の類にまで及んでいる。

初出閣、在西省^①、蒙敕旨賚五經正副本。爲瑯琊郡時、蒙敕給書、并私有繕寫^③。爲東州時、寫得史・漢・三國志・晉書^⑤、又寫劉選部孺家・謝通直彥遠家書^⑦。又遣人至吳興郡就夏侯亶寫得書。又寫得虞太中闡家書。爲丹陽時、啓請先宮書、又就新淦^⑬・上黃^⑭・新吳寫格五戲^⑯、得少許。爲揚州時、就吳中諸士大夫寫得起居注。又得徐簡肅勉起居注。

ずっと以前、内官を出て、西省(永福省)にいたとき、敕命により五經の正本と副本を賜つた。琅琊郡の太守だったとき、敕命により書を授けられ、すべてを個人用に抄寫した。東州(會稽郡)の太守だったとき、『史記』『漢書』『三國志』『晉書』を抄寫し、また吏部尙書劉孺の藏書、通直散騎常侍謝彥遠家の藏書を抄寫した。また人を吳興郡に派遣して夏侯亶のもとで藏書を寫させた。また太中大夫虞闡の藏書を抄寫した。丹陽尹だったときには、先の太子

(蕭統)の藏書の「抄寫を」上申し、また新渝侯(蕭映)・上黃侯(蕭暉)・新吳侯(名未詳)のもとで格五戲の書をいささか抄寫した。揚州刺史だったときには、吳中の諸士大夫のもとで起居注を抄寫した。また簡肅公徐勉の起居注を手に入れた。

〔校勘〕

* 孺・知不足齋叢書本校記に、「按孺原本作儒、攷『梁書』有劉孺爲吏部尙書、無劉儒。謹校正。」

〔注〕

① 初出閣二句 宮廷内の内宮を出て湘東郡王となったことをいう。「梁書」二武帝紀中に、「天監十三年秋七月乙亥、立皇子綸爲邵陵郡王、繹爲湘東郡王、紀爲武陵郡王」。また同五元帝紀に、「十三年、封湘東郡王、邑二千戶」。「西省」は、禁中にあつた永福省のこと。「資治通鑑」齊紀七、明帝の永泰元年四月の條に、「始安王遙光勸上盡誅高・武子孫、於是悉召諸王侯入宮。晉安王寶義・江陵公寶覽等處中書省、高・武諸孫處西省」。胡三省注に、「據蕭子恪傳、西省、永福省也。至唐分三省、以門下省爲西省、中書省爲東省」。なお、「通鑑」の記述は「南齊書」四〇竟陵王昭胄傳にもとづく。また永福省については、梁

紀一八、武帝の太清三年正月に、「己巳、太子遷居永福省」とあり、その胡注に、「永福省在禁中、自宋以來、太子居之、取其福國於有永也」。

② 爲琅邪郡時 「琅邪」は山東の琅邪ではなく、南朝において僑置された南琅邪郡のこと。蕭繹が琅邪太守だったことは『梁書』「南史」には記載がないが、「藝文類聚」三四人部懷舊に引かれる繹の「懷舊賦序」に、「吾自北守琅臺、東探禹穴、云云」とある。

③ 繕寫 書き寫す。王僧虔「論書」(『法書要錄』二)に、「承天涼體預、復欲繕寫一賦。『宋書』百の沈約自序に引く『宋書』を上る表に、「本紀列傳、繕寫已畢、合七帙七十卷」。『真誥』翼眞檢に、「長史正書既不工、所繕寫蓋少」。『顏氏家訓』雜藝篇に、「泊於齊末、祕書繕寫、賢於往日多矣」。

④ 爲東州時 東州は、東揚州のこと、會稽郡をいう。『梁書』武帝紀下に、「普通」五年三月甲戌、分揚州・江州置東揚州」。元帝紀に、「初爲寧遠將軍・會稽太守」。

⑤ 晉書『隋書』經籍志史部正史類に著録される六朝人の『晉書』には、王隱撰十六卷、虞預撰二十六卷、朱鳳撰十卷、謝靈運撰三十六卷、臧榮緒撰百十卷、蕭子雲撰十一卷があり、他に佚亡書として沈約撰百十一卷が見える。唐太宗の敕命によって編纂された現行の『晉書』百三十卷は、それらの集成を指しものである。

⑥ 劉選部孺 劉孺(四八六〜五四四)、字は孝稚、彭城安上里

(江蘇省)の人。もと「孺」を「儒」に作るのは誤り。『梁書』四一劉儒傳に、「孺幼聰敏、七歲能屬文。(中略) 出爲宣惠晉安王長史、領丹陽尹丞、遷太子中庶子、尙書吏部郎。出爲輕車湘東王長史、領會稽郡丞、公事免。(中略) 大同五年、守吏部尙書。其年出爲明威將軍・晉陵太守。在郡和理、爲吏民所稱。七年、入爲侍中、領右軍。其年復爲吏部尙書、以母憂去職。居喪未期、以毀卒、時年五十九。諡曰孝子。』『南史』三九にも傳がある。「選部」は「吏部」の古稱。この篇の末尾に「吾今年四十六歲」とあるところからすれば、このころ劉儒はすでに没していた。

⑦ 謝通直彦遠 謝彦遠は、傳未詳。通直は、通直散騎常侍の略稱。散騎常侍は、天子に付き従う顯職で、通直散騎常侍はそれから一つ格下の地位。

⑧ 吳興郡 『三國志』吳書三孫皓傳に、「寶鼎元年(二六六)八月、分吳・丹陽爲吳興郡」。以後、南朝を通じて置かれた。現在の浙江省湖州市。

⑨ 夏侯亶 夏侯亶(?、五二九)、字は世龍、譙郡譙(安徽省)の人。『梁書』二八本傳に、「天監」十七年、入爲通直散騎常侍・太子右衛率、遷左衛將軍、領前軍將軍。俄出爲明威將軍・吳興太守。在郡復有惠政、吏民圖其像、立碑頌美焉。大通二年、平北將軍となり、翌年没した。傳にはまた「亶爲人美風儀、寬厚有器量、涉獵文史、辯給能專對」。『南史』五五にも傳がある。

金樓子譯注(八)(興膳)

⑩ 虞太中闡 虞闡は、生卒年未詳。會稽餘姚(浙江省)の人。陳の虞荔の從伯だったことが、『陳書』一九陳荔傳に見える。『廣弘明集』一五の沈約「佛記序」に、「敕云、去歲令虞闡等撰『佛記』、并令作序、云云」とあり、ここにいう虞闡と同一人物であろう。

⑪ 爲丹陽時 『梁書』元帝紀に、「初爲寧遠將軍・會稽太守、入爲侍中・宣威將軍・丹陽尹」。丹陽尹となった時期は正史に明記されていないが、『梁書』武帝紀下に、「普通元年冬十月辛酉、以丹陽尹晉安王綱爲平西將軍・益州刺史」とあるので、兄綱の後任として綱が丹陽尹に任ぜられたのであろう。丹陽は、建康を中心とする首都圏。『南齊書』州郡志上に、「丹陽郡、建康・秣陵・丹陽・溧陽・永世・湖熟・江寧・句容」。『金樓子』著書篇に「丹陽尹傳」一帙十卷」とあるのは、この時期の作か。

⑫ 先宮 先の東宮(皇太子)の意で、繹の兄昭明太子蕭統(五〇一〜五三一)を指す。この文が書かれた時点で統は亡くなっており、弟の綱(後の簡文帝)が東宮に在ったから、「先」とあるが、繹の丹陽尹在任時には存命だった。蕭統の藏書の豊富さについては、『梁書』八昭明太子傳に、「于時東宮有書集三萬卷、名才竝集、文學之盛、晉宋以來未有也」とある。

⑬ 新渝 新渝侯蕭映(生卒年未詳)、字は文明。梁の始興王憺の子。『南史』五二梁宗室下によれば、普通二年、廣信縣侯に封ぜられ、後に新渝縣侯に改封された。官は廣州刺史に至り、諡は寬侯。

⑭ 上黃 上黃侯蕭暉（生卒年未詳）、字は通明。蕭映の弟。上黃侯に封ぜられた。太子時代の簡文帝に才を愛され、「東宮四友」の一人に數えられた。晉陵太守に在任中に没した。諡は替侯。『南史』五二梁宗室下に傳がある。

⑮ 新吳 新吳侯蕭某のことだが、特定できない。『梁書』武帝紀上の南齊永元三年の璽書に、「兼太尉・散騎常侍・中書令新吳縣開國侯志」の名が見えるが、梁の爵位ではないので、恐らく是非。

⑯ 格五戲 博奕の類の遊戲。『漢書』六四上吾丘壽王傳に、「年少、以善格、五召待詔」とあり、その顏師古注に以下のような諸説を擧げる。蘇林曰、「博之類、不用箭、但行梟散」。孟康曰、「格音各、行伍相各、故言各」。劉德曰、「格五、棊行」。纂法曰、「纂白乘五、至五格不得行、故云格五」。師古曰、「即今戲之篔也。音先代反」。

⑰ 爲揚州時 揚州刺史となった時期は『梁書』『南史』に記載されていないが、普通元年に丹陽尹に任じられたのち、普通七年に荊州刺史になるまでの間であろう。揚州は現在の南京市。蕭繹「玄覽賦」（『文苑英華』一二六）に、「皇覽余之忠誠、召詔入謁於承明。既攝州於淮海、且作尹乎中京」とあるところからすれば、攝揚州刺史、つまり揚州刺史代行となったことをいう。

⑱ 起居注 帝王の日常の發言行動を記録した書。『隋書』經籍志の史部起居注類序に、「起居注者、錄紀人君言行動止之事」。

⑲ 徐簡肅勉 徐勉（四六六～五三五）、字は脩仁、東海鄒（山東省）の人。官は特進・右光祿大夫・侍中・中衛將軍に至り、諡を簡肅公という『梁書』二五・『南史』六〇に傳がある。『梁書』本傳に、「勉善屬文、勤著述、雖當機務、下筆不休。嘗以起居注煩雜、乃加刪撰爲流別起居注」六百卷。『流別起居注』は『南史』では六百六十卷。『隋書』經籍志四部起居注類に「流別起居注三十七卷」とあるのがそれか。ただし卷數が大幅に異なるのは、經籍志の編纂時にすでに殘卷だったためか。

前在荊州時、晉安王子時鎮雍州、啓請書寫。比應入蜀、又寫得書。又遣州民宗孟堅下都市得書。又得鮑中記泉上書。安成場王於湘州薨、又遣人就寫得書。劉大南郡之遜・小南郡之亨・江夏樂法才・別駕庾喬・宗仲回・主簿庾格・僧正法持絰經書、是其家者皆寫得。又得招提琰法師衆義疏及衆經序、又得頭陀寺曇智法師陰陽・卜祝・家宅等書。又得州民朱澹遠送異書。又於長沙寺經藏、就京公寫得四部。又於江州江革家、得元嘉前漢書五帙。又就姚凱處得三帙、又就江祿處得四帙。足爲一部、合二十帙一百一十五卷。竝是元嘉書、紙墨極精奇。又聚得元嘉後漢并史記・續漢・春秋・周官・尙書及諸子集等、可一千餘卷。又聚得細書周易・尙

書・周官・儀禮・禮記・毛詩・春秋各一部。又使孔昂寫得^{*46}前漢・後漢^{*47}・史記・三國志・晉陽秋・莊子・老子・肘後方⁴⁸・離騷等、合六百三十四卷、悉在一巾箱中、書極精細。

最初に荊州にいたときには、晉安王（蕭綱）が雍州に駐屯していたので、上申してその書を抄寫した。蜀に入ったころには、また書を抄寫した。また荊州の人宗孟堅を都建康に遣わして書を購入させた。また中記室鮑泉から書を献上された。安成煬王（蕭機）が湘州で薨去したので、また人を遣わしてその藏書を抄寫させた。大南郡劉之遴・小南郡劉之亨・江夏太守樂法才・別駕庾喬・宗仲回・主簿庾格・僧正法持結經（？）の書は、家藏されるもの全てを抄寫した。また招提琰法師の衆經義疏及び衆經序を得た。また頭陀寺曇智法師の陰陽・卜祝・冢宅などの書を得た。また湘州の人朱澹の送ってきた珍しい書を得た。また長沙寺の經藏では、京公（釋法京）のもとで四部の書を寫した。また江州の江革家では、「宋の」元嘉年間（四二四～四五三）の『前漢書』五帙を得た。また姚凱のところで三帙を

得、江祿のところまで四帙を得た。それらを足して一部とし、合わせて二十帙百十五卷となった。いずれも元嘉年間の書で、紙墨極めて精奇である。また元嘉の『後漢書』（范曄『後漢書』）並びに『史記』『續漢書』『春秋』『周官』（『周禮』）『尚書』及び諸子や家集等ほぼ一千餘卷を収集した。また細字で書かれた『周易』『尚書』『周官』『儀禮』『禮記』『毛詩』『春秋』各一部を収集した。また孔昂に『漢書』『後漢書』『史記』『三國志』『晉陽秋』『莊子』『老子』『肘後方』『離騷』等合わせて六百三十四卷を抄寫させ、すべて一つの巾箱に入れて、文字は極めて精細である。

〔校勘〕

*主簿・抄本↓主簿。*前漢書・各本とも前後書。著書篇に「注前漢書十二帙、一百一十五卷」とあるのに従って、改める。*帙・四庫本↓秩。抄本謝校に、「鮑本秩皆作帙」。祿・各本とも「錄」に作るが、許枚箋により改める。*『太平御覽』六一八學部一二敍圖書に、「又聚得細書周易云云」から「書極精細」までの一段を収める。異同は以下の通り。又↓有。使孔昂↓無し。得↓無し。後漢↓無し。

〔注〕

⑳ 前在荊州時 荊州刺史となつたのは普通七年(五二七)。「梁書」武帝紀下に、「普通」七年秋九月己酉、驃騎大將軍・開府儀同三司・荊州刺史鄱陽王恢薨。冬十月辛未、以丹陽尹湘東王繹爲荊州刺史。また元帝紀に、「普通七年、出爲使持節・都督荊湘郢益寧南梁六州諸軍事・西中郎將・荊州刺史」。荊州は、今の湖北省。以後、大同六年(五四〇)末までこの任に在つた。のち大清算(五四七)にも、再度荊州刺史に任ぜられている。「前」と斷つてゐるのは、それを意識したものの。

㉑ 晉安王子時鎮雍州 晉安王子とは、繹の兄蕭綱(五〇三〜五五一)で、後の簡文帝。「梁書」四簡文帝紀に、「普通」四年、徙爲使持節・都督雍梁南北秦四州郢州之竟陵司州之隨郡諸軍事・平西將軍・寧蠻校尉・雍州刺史。以後、中大通二年(五三〇)初までこの任に在つた。雍州は今の湖北省襄樊市一帶。

㉒ 比應入蜀 注⑳に引いた『梁書』元帝紀の「出爲使持節、都督荊湘郢益寧南梁六州諸軍事・西中郎將・荊州刺史」によれば、蕭繹の管轄にあつた六州の一つに「益州」があるので、この時期についてどうか。「應」は校箋及び疏證校注に朱文藻附訂を引いて、「應疑因」とある。

㉓ 宗孟堅 傳未詳。疏證校注に、「疑出荊州江陵宗氏。湘東王府中有宗夫・宗懷等、俱世居荊州江陵、爲著姓」とある。

㉔ 鮑中記泉 鮑泉(？〜五五一)、字は潤岳、東海(山東省)の人。「梁書」三〇本傳に、「父機、湘東王諮議參軍。泉博涉史

傳、兼有文筆。少事元帝、早見擢任。及元帝承制、累遷至信州刺史。「中記」は、中記室參軍で、「隋書」百官志上によれば、皇弟皇子府に置かれた文書起草を擔當する書記官。傳にその地位に在つたことは記されない。のち侯景の亂の渦中で、侯に殺された。「南史」六二にも傳がある。

㉕ 安成煬王 蕭機(四九八〜五二八)、字は智通。武帝の弟秀の子。「梁書」二二本傳に「普通」三年、遷持節・督湘衡桂三州諸軍事・寧遠將軍・湘州刺史。大通二年、薨于州、時年三十。機美姿容、善吐納。家既多書、博學強記。然而好弄尙力、遠士子、近小人。爲州專意聚斂、無治績、頻被案劾。及將葬、有司請諡、高祖詔曰、「王好內忘政、可諡曰煬」。所著詩賦數千言、世祖集而序之。「南史」五二にも傳がある。「金樓子」著書篇に、「安成煬王集一帙四卷」とあるのは、蕭繹の編纂になるもの。

㉖ 劉大南郡之遴 劉之遴(四七六〜五四八)、字は思貞、南陽涅陽(河南省)の人。弟の之亨と前後して南郡太守となつたところから、兄弟を區別して、兄之遴を「大南郡」、弟之亨を「小南郡」と稱する。注⑳の參照。「梁書」四〇本傳に、「之遴八歲能屬文、十五舉茂才對策、沈約・任昉見而異之。(中略)之遴篤學明審、博覽羣籍。時劉顯・韋稜竝強記、之遴每與討論、咸不能過也。また「之遴好屬文、多學古體、與河東裴子野・沛國劉顯常共討論書籍、因爲交好」。官は中書侍郎等を経て、湘東王長史・南郡太守となり、のちさらに太府卿・都官尚書・

太常卿に至った。本傳にまた「之遼好古愛奇、在荊州聚古器數十種」とあるように、古器物や古書の収集家としても知られた。典籍にも精通し、本傳によれば、鄱陽王蕭範が東宮（後の簡文帝）に献上した『漢書』の「真本」を張纘等と共に調査し、異狀十事を報告した。また『春秋』學に長じ、『春秋大意』十科、『左氏』十科、『三傳同異』十科、合わせて三十事をまとめて、武帝に奉った。『隋書』經籍志に、「梁太常卿劉之遼前集十一卷」、「劉之遼後集二十一卷」が著録される。『南史』五〇にも傳がある。

②⑦ 小南郡之亭 劉之亨（生卒年未詳）、字は嘉會。劉之遼の弟。『梁書』四〇本傳に、「少有令名。舉秀才、拜太學博士、稍遷兼中書通事舍人、步兵校尉、司農卿。又代兄之遼爲安西湘東王長史・南郡太守。在郡有異績。數年卒於官、時年五十。荆土至今懷之、不忍斥其名、號爲大南郡・小南郡云。『南史』五〇にも傳がある。

②⑧ 江夏樂法才 樂法才（生卒年未詳）、字は元備、南陽清陽（河南省）の人。官は太舟卿から江夏太守に至った。六十三歳で没した。『梁書』一九・『南史』五六に傳がある。

②⑨ 別駕庾喬 庾喬（生卒年未詳）、庾華の子。蕭繹の荊州刺史のとき、別駕となった。『南史』四九庾華傳に、「子喬復仕爲荊州別駕、時元帝爲荊州刺史、而州人范興話以寒賤仕叨九流、選爲州主簿、又皇太子令及之、故元帝勒喬聽興話到職。及屬元日、府州朝賀、喬不肯就列、曰『庾喬忝爲端右、不能與小人范興話

金樓子譯注（八）（興膳）

雁行』。元帝聞、乃進喬而停興話。興話羞慚還家憤卒」。別駕は、別駕從事史の略稱。刺史を補佐する屬官として最高位にあつた。

③⑩ 宗仲回 傳未詳。注②③宗孟堅と同族か。

③⑪ 主簿庾格 傳未詳。主簿は、文書を掌る屬官で、中央から地方に至る全ての官廳に置かれた。ここでは荊州刺史蕭繹の下で主簿の任にあつたことをいう。

③⑫ 僧正法持 結經書 僧正法持は、傳未詳。法持は法名。結經は、未詳。疏證校注は「結經書」を「特有的經書」と訓じ、「方言」六の「經、特也」を引く。しかし、文脈からすれば、「書」字は前の「劉大南郡之遼」以下の諸人に係るべきであろう。暫くこのままにして、後考を俟つ。

③⑬ 招提琰法師 招提寺の琰法師の意。『陳書』二四及び『南史』三四周弘正傳に、「元帝嘗著『金樓子』曰」として、次の一文を引く。「余於諸僧重招提琰法師、隱士重華陽陶貞白、士大夫重汝南周弘正、其於義理、清轉無窮、亦一時之名士也」。

『廣弘明集』一六及び二八上の梁簡文帝「與慧琰法師書」は、恐らくその人に與えた書。同二一の梁昭明太子「解二諦義令旨」及び「解法身義令旨」にも「招提寺慧琰」の名が見える。

『法苑珠林』七八占相篇・感應緣に、「梁州招提寺有沙門名琰」とあり、『金剛般若經』を受持した。「琰師於後學問優長、善弘經論、匡究佛法、爲大德住持。年逾九十、命卒於寺」。また『續高僧傳』九釋智脫傳に、「初梁代琰法師撰『成論玄義』十七卷、文詞繁富、難於尋閱、學者相傳、莫敢刪正」とある。

瑛法師の傳は未詳。「聚經疏」及び「聚經序」についても定かでない。招提寺は、建康にあったと思われる。

③④ 頭陀寺曇智法師 頭陀寺の曇智法師については、「高僧傳」

一三に齊東安寺釋曇智傳がある。「釋曇智、姓王、建康人。出家止東安寺。性風流、善舉止、能談莊老。經論書史、多所綜涉。既有高亮之聲、雅好轉讀。雖依擬前宗、而獨拔新異。高調清徹、寫送有餘。宋孝武・蕭思話・王僧虔等、竝深加識重。僧虔臨湘州、攜與同行。蕭守吳復招同入。齊永明五年、卒於吳國、年七十九。」

③⑤ 陰陽・卜祝・冢宅等書 『隋書』經籍志の子部曆數類・五行類に屬する書を指す。曆數類に、張敞『陰陽曆術』一卷、五行類に撰者未詳『陰陽風角相動法』一卷、撰者未詳『陰陽遁甲』十四卷などがある。卜祝は、いわゆる雜占の書で、やはり五行類に屬する。冢宅は、相冢・相宅の書で、五行類に、撰者未詳の『宅吉凶論』三卷、『相宅圖』八卷、『五姓墓圖』一卷などがある。

③⑥ 朱澹遠 傳未詳。『隋書』經籍志子部雜家類に、朱澹遠『語對』十卷、『語麗』十卷がある。また『金樓子』著書篇には、朱澹遠の『語對』三秩三十卷が録される。文章技法に關する書らしい。

③⑦ 長沙寺 『藝文類聚』七六內典上に、「梁元帝長沙寺阿育王像碑」がある。注③⑧に見るように、蕭繹は長沙寺の釋法京に歸依していた。

③⑧ 京公 釋法京のこと。『續高僧傳』一六の後梁荊州長沙寺釋法京傳に、「釋法京、姓孫、太原人、寓居江陵」。七歳で出家し、長沙寺の僧となつて、「說法無滯」と稱えられた。傳にはまたいう。「長沙大寺聖像所居、天下稱最、東華第一。由是道力所致、幽明被之。後梁二主間便敬重、奉爲僧正綱紀遺法。後梁二主とは、簡文帝と元帝をいう。七十六歳で没した。

③⑨ 江州江革 江革（？〜五三五）、字は休映、濟陽考城（河南省）の人。『梁書』三六本傳によれば、少時から文才を著わして、王融や謝朓に重んぜられ、齊の竟陵王蕭子良に招かれて西邸學士となつた。のちに沈約・任昉とも親交を結んだ。官は梁に入つて中書舍人、尚書左丞、司農卿を経て、晉安王長史、尋陽太守、行江州府事を勤め、さらに度支尚書、光祿大夫となつた。『南史』六〇にも傳がある。

④① 前漢書 各本とも「前後書」とあるが、「後」は「漢」の誤りであろう。『金樓子』著書篇には、蕭繹自身の著作として、「注前漢書十二帙、一百一十五卷」がある。『梁書』元帝紀・「南史」梁本紀下では、「注漢書一百十五卷」。また『隋書』經籍志の史部正史類『漢疏』四卷の原注（阮孝緒『七錄』による）に、「梁元帝注漢書一百一十五卷」とあるのも同じ書。

④② 姚凱 傳未詳。許校箋は『詩書要録』四の「唐張懷瓘二王等書録」に、「梁元帝尤好圖書、搜訪天下、大有所獲。以舊裝堅強、字有損壞、天監中、勅朱异・徐僧權・唐懷允・姚懷珍・沈織文等析而裝之、更加題檢」とあるのを引き、姚懷珍のことか

という。

④2 江祿 各本とも「江録」に作るが、許校箋が『南史』に據つて「録」を「祿」に改めるべきだとするのに従う。江祿、字は彦遐、濟陽考城（山東省）の人。『南史』三六本傳に、「幼篤學有文章、工書善琴、形貌短小、神明俊發。位太子洗馬、湘東王錄事參軍、以氣陵府王、王深憾焉。盧陵王威續代爲荊州、留爲驃騎諮議參軍。獻書告別、王答書乃致恨」のち唐侯相となつた。『顏氏家訓』治家篇に「濟陽江祿、讀書未竟、云云」とあるの同一人物であろう。

④3 合二十帙一百一十五卷 疏證校注に、「此前後相加僅得十二帙、非二十帙。故疑「二十」爲「十二」之倒誤」。注④に擧げた著書篇の蕭繹による『注全漢書』十二帙、一百一十五卷がそれか。

④4 元嘉後漢 宋の范曄（三九八～四五五）撰『後漢書』百二十五卷をいう。『宋書』六九本傳に、「刪衆家後漢書爲一家之作」とある。『南史』三三三も同じ。現行『後漢書』のうち、志三十卷を除く本紀・列傳九十卷が范曄の著。

④5 續漢 晉の司馬彪（？～三〇六）撰『續漢書』八十三卷をいう。現行『後漢書』のうち、志三十卷は本来『續漢書』のもの。

④6 孔昺 傳未詳。『梁書』『南史』等にその名は見えない。

④7 晉陽秋 晉の孫盛（生卒年未詳）撰。『隋書』經籍志の史部古史類に三十二卷として著録され、「訖哀帝」とあるのは、晉

南遷以前の編年史であることを意味する。『晉書』八二孫盛傳に、「晉陽秋、詞直而理正、咸稱良史」。

④8 肘后方 晉の葛洪（二八三？～三八三？）撰。『隋書』經籍志子部醫方類に六卷として著録される。肘後備急方、肘後卒急（急卒）方、百一方とも稱され、救急用醫療ハンドブックを意味する。

④9 巾箱 布張りの箱。『南史』四一齊王室・蕭鈞傳に、「鈞常手自細書寫五經、部爲一卷、置於巾箱中、以備遺亡。侍讀賀玠問曰、「殿下家自有墳索、復何須蠅頭細書、別藏巾箱中」。答曰、「巾箱中有五經、於檢閱既易、且一更手寫、則永不忘」。諸王聞而爭効爲巾箱五經。巾箱五經自此始也」。巾箱本は一般に小箱に収まる小型本を意味するが、ここでは特に細字で書寫した小型本であることが想像できる。

還石城、爲戍軍時、寫得元儒衆家義疏^{⑤1}。爲江州時、又寫蕭諮議賈・劉中記緩^{⑤4}・周錄事弘直等書^{⑤5}。時羅鄉侯蕭說於安成失守、又遣王諮議僧辯取得說書^{⑤7}。又值吳平光侯廣州下、遣何集曹沔寫得書^{⑤9}。又值衡山侯雍州下、又寫得書^{⑥0}。又蘭左衛欽從南鄭還、又寫得蘭書^{⑥1}。往往未渡江時書、或是此間製作、甚新奇。

石城（建康）に歸還して、石頭戍軍事となつたときには、玄學・儒學諸家の義疏を抄寫した。江州刺史となつたときには、また諮議參軍蕭賁・中記室參軍劉綏・錄事參軍周弘直等の書を抄寫した。そのころ羅鄉侯蕭説が安成の防衛に失敗すると、また諮議參軍王僧辯を派遣して説の藏書を取得した。また吳平の光侯（蕭勳）が廣州に下つた際には、集曹參軍何沔を派遣して書を抄寫させた。また衡山侯（蕭恭）が雍州に下つた際には、またその藏書を抄寫した。また左衛將軍蘭欽が南鄭から都に歸還すると、また蘭の藏書を抄寫した。それらは往往にして東晉以前のものであれば、或いは晉の東遷以降の製作になるものもあつて、はなはだ新奇であつた。

〔校勘〕

*中記…筆記小説大觀本を除き、各本とも中紀。『梁書』文學傳上により改める。*弘直…各本とも宏直。宏と弘は相い通ずるが、『陳書』『南史』により改める。

〔注〕

⑤0 還石城二句 石城は、石頭城の略稱で、建康をいう。『梁書』武帝紀下に、「大同五年」秋七月己卯、以驃騎將軍・開府儀同三司盧陵王續爲荊州刺史、湘東王、繹爲護軍將軍、安右將軍。同元帝紀に、「大同」五年、入爲安右將軍・護軍將軍、領石頭戍軍事。

⑤1 元儒衆家義疏 「元」は「玄」の意。清の世祖の諱玄燁を避けたものか。「玄儒」の義疏として『金樓子』著書篇に錄される書には、「周易義疏」三帙四十卷、『老子義疏』（諸本とも「老」を「孝」に作るのは誤り）一帙十卷がある。『梁書』元帝紀・『南史』梁本紀下では、それぞれ『周易講疏』十卷、『老子講疏』四卷に作る。

⑤2 爲江州時 『梁書』武帝紀下に、「大同六年」十二月壬子、江州刺史豫章王歡薨。以護軍將軍湘東王、繹爲鎮南將軍・江州刺史。同元帝紀に、「大同」六年、出爲使持節・都督江州諸軍事・鎮南將軍・江州刺史。『金樓子』著書篇に、「江州記」一帙三卷とあるのは、この時期の作か。

⑤3 蕭諮議賁 蕭賁（生卒年未詳）、字は文奐。南齊竟陵王子良の孫。『南史』四四の本傳に、「形不滿六尺、神識耿介。幼好學、有文才、能書善畫、於扇上圖山水、咫尺之內、便覺萬里爲遙。矜慎不傳、自娛而已。好著述、嘗著『西京雜記』六十卷。起家湘東王法曹參軍、得一府歡心。のち蕭繹の不興を買って獄に付され、餓死した。諮議は、諮議參軍のこと。『南史』には諮

議參軍の任に在ったことを記さない。『隋書』經籍志の子部小說書類に、著書として『辯林』二十卷が著録される。

⑤4 劉中記綏 劉昭(生卒年未詳)、字は含度、平原高唐(河北省)の人。中記は、中記室參軍。『梁書』四九文學傳上の父劉昭傳に附傳があり、「少知名。歷官安西湘東王記室、時西府盛集文學、綏居其首。除通直郎、俄遷鎮南湘東王中錄事、復隨府江州、卒。』『南史』七二にも傳がある。『顏氏家訓』風操篇に、「劉綏・綏兄弟、竝爲名器」。

⑤5 周錄事弘直 周弘直(四九九〜五七五)、字は思方、汝南安成(河南省)の人。錄事は、錄事參軍。『陳書』二四本傳に、「解褐梁太學博士、稍遷西中郎湘東王外兵記室參軍、與東海鮑泉・南陽宗懷・平原劉綏・沛郡劉毅同掌書記。入爲尙書議曹郎。湘東王出鎮江・荆二州、累除錄事、諮議參軍、帶柴桑・當陽二縣令。及梁元帝承制、授假節・英果將軍・世子長史。陳に入つて、官は太常卿・光祿大夫に至つた。』『南史』三四にも傳がある。弘直の兄弘正も蕭繹に才を重んぜられたことは、注③に引いたように、『陳書』『南史』の本傳が『金樓子』に曰くとして、琰法師・陶弘景と共に「一時之名士」と稱贊する通りである。

⑤6 時羅鄉侯蕭說於安成失守 蕭說是、傳未詳。蘭陵蕭氏の一族。『梁書』武帝紀下に、「大同」八年春正月、安成郡民劉敬躬挾左道以反、內史蕭說委郡東奔、敬躬據郡、侵攻廬陵、取豫章、妖黨遂至數萬、前逼新淦、柴桑。二月戊戌、江州刺史湘東王繹遣中兵曹子郢討之。三月戊辰、大破之、擒敬躬、送京師、斬于

建康市。』『梁書』張綰傳では、「說」を「悅」に作る。

⑤7 王諮議僧辯 王僧辯(?〜五五五)、字は君才、太原祁縣(山西省)の人。諮議は、諮議參軍。年少のころから長く蕭繹に仕えた。『梁書』四五本傳に、「起家爲湘東王國左常侍。王爲丹陽尹、轉府行參軍。王出守會稽、兼中兵參軍事。王爲荊州、仍除中兵、在限內。時武寧郡反、王命僧辯討平之。遷貞威將軍・武寧太守。尋遷振遠將軍・廣平太守、秩滿、還爲王府中錄事、參軍如故。王被徵爲護軍、僧辯兼府司馬。王爲江州、仍除雲騎將軍司馬、守潞城。俄監安陸郡、無幾而還。尋爲新蔡太守、猶帶司馬、將軍如故。王除荊州、爲貞毅將軍府諮議參軍事、賜食千人、代柳仲禮爲竟陵太守、改號雄信將軍」。のち侯景の亂の平定に貢獻し、蕭繹が帝位に即いてからはその片腕として勢威を振るつたが、元帝の死後、陳霸先に滅ぼされた。『南史』六三にも傳がある。

⑤8 吳平光侯廣州 吳平侯蕭勳(生卒年未詳)、字は文約、梁武帝の従兄弟である蕭景の嗣子。父の後を繼いで吳平侯に封ぜられた。淮南太守から、宣城內史、豫章內史に遷り、さらに廣州刺史に任ぜられた。のち太子左衛率に徵されたが、道中で没し、侍中を追贈された。諡は光侯。『南史』五一梁宗室上に傳がある。藏書家であつたことは、本傳の次のような記述によつても知られる。「勳性率儉、而器度寬裕、左右嘗將羹胸前翻之、顏色不異、徐呼更衣。聚書至三萬卷、披翫不倦、尤好『東觀漢記』、略皆誦憶。劉顯執卷策勳、酬應如流、乃至卷次行數亦不

差失。少交結、唯與河東裴子野・范陽張纘善。

⑤9 何集曹沔 集曹參軍の何沔（傳未詳）。集曹は部局の一つ。

⑥0 衡山侯雍州下 衡山縣侯蕭恭（四九五〜五四八）、字は敬範、梁武帝の異母弟である南平元襄王蕭偉の次子。衡山縣侯に封ぜられた。『梁書』二二太祖五王傳に傳があり、それによれば、衡州刺史から湘州刺史となり、さらに雍州刺史となった。侯景の亂の渦中、建康で沒した。元帝によつて侍中・左衛將軍を追贈され、諡を傳という。『南史』五二にも傳がある。

⑥1 蘭左衛欽從南鄭還 蘭欽（生卒年未詳）、字は休明、中昌魏（湖北省）の人。父子雲の後を繼ぎ、軍功を以て稱せられた。『梁書』三二本傳に、「又假欽節、都督衡州三郡兵、討桂陽・陽山・始興叛蠻、至即平破之。封安懷縣男、邑五百戶。（中略）又密敕欽向魏興、經南鄭、屬魏將托跋勝寇襄陽、仍敕赴援、除持節・督南梁南北秦沙四州諸軍事・光烈將軍・平西校尉・梁南秦二州刺史、增封五百戶、進爵爲侯」。のちさらに衡州刺史、廣州刺史となり、四十二歳で卒した。侍中・中衛將軍を追贈された。『南史』六一にも傳がある。

⑥2 未渡江時 晉の東遷以前、西晉末までの時期をいう。

⑥3 此間 文字通りには、「ここ」の意。晉のころからよく用いられる。陸雲「與兄平原書」に、「此間、人呼作者皆休、故不得有所送、不審此何成」、また、「此間、復失之、恨不得與周旋」。本文の場合は、晉の東遷以降の時期をいう。

張湘州纘經餉書、如樊光注爾雅之例是也。張豫章縮經餉書、如高僧傳之例是也。范鄱陽胥經餉書、如高誘注戰國策之例是也。隱士王績之經餉書、如童子傳之例是也。又就東林寺智表法師寫得書。

湘州刺史張纘から寄贈された書には、樊光注『爾雅』のようなのものがあつた。豫州刺史張縮から寄贈された書には、『高僧傳』のようなのものがあつた。鄱陽内史范胥から寄贈された書には、高誘注『戰國策』のようなのものがあつた。隱士王績之から寄贈された書には、『童子傳』のようなのものがあつた。また東林寺の智表法師のもとで書を抄寫した。

〔校勘〕

*高誘・底本校記にいう。「按誘原本作道、謹校改」。*王績之・底本校記に、「按隋書經籍志作璜」。

〔注〕

⑥4 張湘州纘經餉書 張纘（四九八〜五四九）、字は伯緒、范陽方城（河北省）の人。『梁書』三四本傳に、「大同」九年、遷

宣惠將軍・丹陽尹、未拜、改爲使持節・都督湘桂東寧三州諸軍事・湘州刺史」。のち蕭繹と敵對した昭明太子蕭統の子督に殺された。蕭繹の即位後、侍中・中衛將軍・開府儀同三司を追贈された。諡は簡憲公。典籍に通じていたことは、本傳に以下のように見える。「續好學、兄緬有書萬餘卷、晝夜披讀、殆不輟手。祕書郎有四員、宋齊以來、爲甲族起家之選、待次入補、其居職、例數十百日便遷任。續固求不徙、欲遍觀閣內圖籍。嘗執四部書目、曰、若讀此畢、乃可言優仕矣。」「南史」五六にも傳がある。「經」は、「曾經」の意。

⑥5 樊光注爾雅 『隋書』經籍志經部論語類に、「爾雅三卷、漢中散太府樊光注」とある。『經典釋文』序錄には、「樊光注六卷」とある。樊光（生卒年未詳）は、京兆（陝西省）の人。後漢の中散大夫となった。

⑥6 張豫章縮 張縮（生卒年未詳）、字は孝卿、張纘の第四弟。

『梁書』三四本傳によれば、大同年間に豫章内史となり、太清三年（五四九）に吏部尙書となったが、侯景の亂で建康が陥落すると、江陵に出奔し、元帝の下で侍中・左衛將軍・相國長史、さらに尙書右僕射となった。西魏によつて江陵政權が崩壊すると、多くの朝臣が北に連れ去られた中で、病を口實にそれを免れ、江陵に卒した。篤學の人であったことは、本傳に「縮在郡（豫章）、述制旨禮記正言義、四姓表冠士子聽者常數百人」、またのち御史中丞在任中のこととして、「是時城西開士林館聚學者、縮與右衛朱昇・太府卿賀琛述述制旨禮記中庸義」などとあ

る。父緬は藏書家として知られ、『梁書』三四本傳に、「緬性愛墳籍、聚書至萬餘卷」とある。『南史』五六にも傳がある。

⑥7 高僧傳 慧皎『高僧傳』十四卷か。『隋書』經籍志史部雜傳類に著録される。慧皎（四九七〜五五四）は、梁の學僧。『高僧傳』は、天監十八年（五一九）に成つた。同書にはまた虞孝敬『高僧傳』六卷（佚書）も録される。虞孝敬は梁湘東王記室となり、梁の滅亡後、出家して惠命（一説に道命）と名のつた。

⑥8 范鄱陽胥 范胥（生卒年未詳）、字は長才、南郷舞陰（河南省）の人。『神滅論』で知られる范縝の子。『梁書』四八儒林傳の范縝傳に附傳がある。「傳父學、起家太學博士。胥有口辯、大同中、常兼主客郎、對接北使。遷平西湘東王諮議參軍、侍宣城王讀。出爲鄱陽内史、卒於郡。」「南史」五七にも傳がある。

⑥9 高誘注戰國策 『隋書』經籍志史部雜史類に、「戰國策二十一卷、高誘撰注」とある。高誘は後漢末の人。司空掾となり、のち河東監に至つた。

⑦0 隱士王績之 王績之は傳未詳。「績」は一に「瑱」にも作る。『童子傳』の撰者。注⑦参照。

⑦1 童子傳 『隋書』經籍志史部雜傳類に、「童子傳二卷、王瑱之撰」。

⑦2 東林寺智表法師 東林寺は、江西省廬山のふもとに現在なおある寺で、東晉の高僧慧遠の創建になる。智表法師は、『廣弘

明集』二十八、梁の邵陵王蕭綸の「設無礙福會教」に、「廬山東林寺禪房智表法師、德稱僧傑、實號人龍。懷道守素、多歷年所。不爲事屈、不爲時伸。上下無常、一相無相。遂能捨彼眷屬、來遊垢濁。興言一面、定交杵臼」。

法書^{⑦③} * * 初得韋護軍劄數卷。次又殷貞子鈞劄。爾後又遣范普市得法書、又使潘菩提市得法書、竝是二王書也。郡五官虞囑^{⑦④}大有古迹、可五百許卷、併留之。伏事客房篆^{⑦⑤}又有三百許卷、併留之、因爾遂蓄諸迹。又就會稽宏普惠皎道人搜聚之。及臨汝靈侯益州還、遂巨有所辦。後又有樂彥春・劉之遴等書、將五千卷。又得南平嗣王書。又得張雍州書。又得桂陽藩王書。又得留之遠書。

法書（法帖）は、最初に護軍將軍韋衛から贈られた數卷を、次いで貞子殷鈞から贈られたものを入手した。その後また范普を派遣して法書を購ひ、また潘菩提に法書を購わせたが、いずれも二王（王羲之・王獻之）の書である。郡の五官掾虞囑は古い書跡を多く所藏していて、五百卷餘りがあつたが、それらを全て手許に置いた。伏事客の房篆はま

た三百卷餘りの法書を所藏していたが、それらを全て手許に置き、かくしていろいろの書跡が集まった。また會稽の宏普寺惠皎道人のもとで法書を収集した。臨汝靈侯（蕭淵猷）が益州（成都）から歸還すると、大いに得るところがあつた。後にまた樂彥春・劉之遴等の書を收得して、ほぼ五千卷に及んだ。また南平嗣王（蕭恪）の書を入手した。また雍州刺史張「敬兒」の書を入手した。また桂陽王（蕭慥）の書を入手した。また留之遠の書を入手した。

〔校勘〕

*初…抄本・四庫本は「初」の上に「如」字がある。*得…四庫本にこの字なし。*併…抄本↓并。

〔注〕

⑦③ 法書 書跡の楷模とすべきもの。『顔氏家訓』雜藝篇に、「吾幼承門業、加性愛重、所見法書亦多、而翫習功夫頗至、遂不能佳者、良由無分故也」。唐の張彥遠に『法書要錄』十卷がある。

⑦④ 韋護軍劄 韋劄（四四二～五二〇）、字は懷文、京兆杜陵（陝西省）の人。『梁書』一二本傳に、「天監」十七年、徵散騎常侍・護軍將軍、尋給鼓吹一部、入直殿省。沒後に侍中・

車騎將軍・開府儀同三司を追贈された。諡は嚴。『南史』五八にも傳がある。

⑦⑤ 殷貞子鈞 殷鈞(四八二〜五三二)、字は季和、陳郡長平(河南省)の人。『梁書』二七本傳によれば、明威將軍・臨川内史等を経て、國子祭酒に至った。諡は貞子。書に秀でまた典籍に通じたことは、本傳に「善隸書、爲當時楷法、南郷范雲・樂安任昉竝稱賞之」、また「起家祕書郎、太子舍人、司徒主簿、祕書丞。鈞在職、啓校定祕閣四部書、更爲目錄。又受詔料檢西省、法書古迹、別爲品目」とある。

⑦⑥ 范胥 傳未詳。疏證校注は、「胥」を「胥」の訛かと疑う。范胥は、注⑥⑧参照。

⑦⑦ 潘菩提 傳未詳。

⑦⑧ 二王 晉の王羲之とその子王獻之をいう。「二王」の語の用例として早いものには、宋(原文が梁の人とするのは誤り)の虞穌「論書表」(『法書要録』二)に、「泊平漢魏、鍾張擅美、晉末二王稱英」。また「二王書、獻之始學父書、正體乃不相似、至於絕筆。章草殊相擬類、筆迹流樸、宛轉妍媚、乃欲過之」。

など頻出する。梁武帝「觀鍾繇書法十二意」(同上)に、「世之學者宗二王、元常逸迹、曾不睥睨、羲之有過之論。『顏氏家訓』雜藝篇に、「梁氏祕閣散逸以來、吾見二王眞草多矣。家中嘗得十卷、方知陶隱居・阮交州・蕭祭酒諸書、莫不得羲之之體、故是書之淵源。蕭晚節所變、乃右軍年少時法也」。

⑦⑨ 郡五官虞囑 虞囑は、傳未詳。五官は、五官掾。『隋書』經

籍志集部別集類に、「梁尚書郎虞囑集十卷」が著録される。『梁書』五三儒林傳の伏暉傳に、「治書侍御史虞囑奏曰」として、その上奏文が引用される。『南史』七一儒林傳の伏暉傳にも同様に名が見える。

⑧⑩ 伏事客房篆 房篆は、傳未詳。吉川忠夫・船山徹譯「高僧傳」(一)(二〇〇九年、岩波文庫)の「譯者解說(船山徹)では、慧皎に關する資料として『金樓子』聚書篇を引用した上で、伏事客について、「伏事は服事と同じく、「伏事の客」とは側仕えの者というほどの意味であろう」という。『文苑英華』一九三樂府二に、「金(一作會)樂歌」三篇が収められ、梁元帝・房篆・梁簡文帝の作がこの順序で並ぶ。

⑧⑪ 會稽宏普惠皎道人 慧皎(四九七〜五五四)は、梁の學僧。會稽上虞(浙江省)の人。道人は、沙門のこと。『續高僧傳』六義解篇二に、「釋慧皎、未詳氏族。會稽上虞人。學通内外、博訓經律。住嘉祥寺、春夏弘法、秋冬著述、撰涅槃義疏十卷及梵網經疏行世。又以唱公所撰名僧頗多浮沈、因遂開例成廣、著高僧傳一十四卷」。『高僧傳』十四卷は現在に傳わる。また『高僧傳』序録の末に付される僧果の跋尾によれば、慧皎は梁末の侯景の亂を潞城(江西省)に避けて、暫くこの地で講義を行ない、承聖三年(五五四)に没して、廬山の禪閣寺に葬られた。宏普について、⑧⑩に引いた「高僧傳」邦譯の「譯者解說」には次のようにいう。「宏普とは嘉祥寺内の宏普院なのか、それとも嘉祥寺とは別の宏普寺なのか明らかにはがたいが、ともかく

蕭繹が最初に就任したのは寧遠將軍・會稽太守であったから、慧皎とは早くからの知己であったことが考えられる。さらに想像をたくましくするならば、會稽山陰は王羲之が晩年を過ごした土地であったから、慧皎が住したところには二王の尺牘が遺存していたのかも知れない。嘉祥寺の創健者である王薈、その王薈とは再従兄弟（またいとこ）の關係にあり、王羲之の書簡にはしばしば王薈が字の敬文、あるいは幼名の小奴をもって登場しているのである。なお、校箋は「宏普」を「普宏」の誤りかと疑い、『南朝佛志』下に「普宏寺、未詳其所在。齊時寺僧智稱・慧溫講律誦法、爲道俗所重、竟陵文宣王復圖釋寶亮形於寺壁焉」とあるのを引く。

⑧② 臨汝靈侯 蕭猷（？～五三三）は、長沙宣武王懿の孫。臨汝侯に封ぜられ、吳興郡守となった。のち益州刺史・侍中・中護軍となった。『南史』五一梁宗室傳上に、「性倜儻、與楚王廟神交、飲至一斛。每醞祀、盡歡極醉、神影亦有酒色、所禱必從。諡の靈、「以與神交也」とある。

⑧③ 樂彥春 傳未詳。

⑧④ 劉之遴。注②⑥參照。

⑧⑤ 南平嗣王 蕭恪（？～五五二）、字は敬則。梁武帝の弟南平王蕭偉の嗣子。雍州刺史から郢州刺史を経て、侯景の亂平定後、揚州刺史となった。『南史』五一梁宗室傳下に、「時帝（元帝）未遷都、以恪宗室令譽、故先使歸鎮社稷。大寶三年、薨于長沙、未之鎮也。贈太尉、諡曰靖節王」。

⑧⑥ 張雍州 張纘のことか。『南史』五六本傳に、「太清二年、徙授領軍、俄改雍州刺史」とある。また、「元帝少時、纘便推誠委結、及帝即位、追思之。嘗爲詩序曰、「簡憲之爲人也、不事王侯、負才任氣。見余則申旦達夕、不能已已。懷夫人之德、何日忘之」。（中略）初、纘之往雍州、資產悉留江陵。性既貪婪、南中賫賄填積。及死、湘東王皆使收之、書二萬卷竝捷還齋、珍寶財物悉付庫、以粽蜜之屬還其家」。張纘については注⑥④に既出。

⑧⑦ 桂陽藩王 蕭慥（？～五四八）をいうか。蕭慥は、梁の桂陽王蕭融の孫。字は元貞。『南史』五一梁宗室上の本傳に、「位信州刺史、有威惠。太清二年、赴援臺城、遇救還蕃。尋爲張纘所構、書湘東王曰、「河東・桂陽二蕃、犄角欲襲江陵」。湘東乃水步兼行至荆鎮。慥尙軍江津、不以爲異。湘東至、乃召慥、深加慰諭、慥心乃安。後留止省內、慥心知禍及、遂肆醜言。湘東大怒、付獄殺之」。

⑧⑧ 留之遠 未詳。四庫全書本校記に、「案留之遠、疑劉之遴之訛（抄本は「訛」を「誤」に作る）。劉之遴は、注②⑥に既出。疏證校注は沈約が東陽太守だったときの「祭故徐崔文教」（『文館詞林』六九九）に、「貴邦冠衣不少、有士如林。劉・鄭・傅・駱之家、樓・留・徐・楊之族、雖晚運雕疏、不違嚮往、而餘風未改、舊俗猶存」とあるのを引き、「是東陽留氏亦有士人、留」未必是「劉」之訛」という。

吾今年四十六歲、自聚書來四十年、得書八萬卷。⁸⁹河間之侏漢室、頗謂過之矣。⁹⁰

私は今年で四十六歳になるが、書を収集し始めてから四十年に上り、入手した書は八萬卷になった。漢の河間獻王の藏書は漢王室のそれに匹敵したが、私の藏書はそれ以上だと自負している。

〔校勘〕

『太平御覽』六一八學部十二教圖書に引く『金樓子』にこの一段を収める。異同は以下の通り。*自…↓無し。*得書八萬卷…下に「也」字がある。*矣…↓也。

〔注〕

89 吾今年四十六歳 『梁書』元帝紀に、「承聖三年十二月」辛未、西魏害世祖、遂崩焉、時年四十七。聚書篇は、死の前年に書かれたことによる。

90 得書八萬卷 元帝は多くの書を収集し、西魏による江陵政權の倒壊に際しては、自ら藏書に火を放って焼き盡くしたとされる。その事實を伝える最も早い資料は、かつて梁にあって蕭繹

金樓子譯注（八）（興膳）

に仕え、後に對立する北齊・北周に身を置いた顏之推の「觀我生賦」（『北齊書』文苑傳引）であり、次のようにいう。「民百萬而囚虜、書千兩而煙燭、溥天之下、斯文盡喪」。その自注には、事實に詳しい説明を加えているには、「北於墳籍、少於江東三分之一、梁氏剝亂、散逸湮亡。唯孝元鳩合、通重十餘萬、史籍以來、未之有也。兵敗、悉焚之、海內無復書府」。

元帝焚書の事實に關しては、『隋書』經籍志總序に、「元帝克平侯景、收文德之書及公私經籍、歸于江陵、大凡七萬餘卷。周師入郢、咸自焚之」。焚書の卷數については、隋の牛弘「開獻書之路」上表（『隋書』四九牛弘傳）がそれに近い。「及侯景渡江、破滅梁室、祕省經籍、雖從兵火、其文德殿內書史、宛然猶存。蕭繹據有江陵、遣將破平侯景、收文德之書及公私典籍、重本七萬餘卷、悉送荊州。故江表圖書、因斯盡萃於繹矣。及周師入郢、繹悉焚之於外城、所收十纔一二」。『梁書』元帝紀には焚書についての記述はないが、『南史』梁本紀下には、「乃聚圖書十餘萬卷、盡燒之」とある。事實の經緯に關して最も詳細を極めるのは、唐の丘悅撰『三國典略』（『太平御覽』六一九學部焚書）であり、そこには次のようである。「周師陷江陵、梁王知事不濟、入東閣竹殿、命舍人高善寶焚古今圖書十四萬卷、欲自投火、與之俱滅、宮人引衣。遂及火滅盡、并以寶劍斫柱令折、歎曰、『文武之道、今夜窮矣』」。『資治通鑑』梁紀二一は『三國典略』に據つてこの事件を記す。司馬光『資治通鑑考異』にいう、「隋經籍志云焚七萬卷、南史云十餘萬卷。按周（王）僧辯

所送建康書已八萬卷、并江陵舊書、豈止七萬乎。今從典略」。

『隋書』經籍志總序によれば、南齊永明中の四部書目が「大凡一萬八千一十卷」、梁初の文德殿中の書が「大凡二萬三千一百六卷」だったというから、蕭繹が自ら「得書八萬卷」というのは當時隨一の藏書數だったといつてよい。注⁹²参照。

⑨1 河間之伴漢室 河間は、漢の河間獻王劉德（?～一三〇）、景帝の子で、武帝の異母弟。儒學を好み、多くの書を收集した。『漢書』五三本傳に、「河間獻王德以孝景前二年立、修學好古、實事求是。從民得善書、必爲好寫與之、留其眞、加金帛賜以招之。繇是四方道術之人不遠千里、或有先祖舊書、多奉以奏獻王者。故得書多、與漢朝等。是時、淮南王安亦好書、所招致率多浮辯。獻王所得書皆古文先秦舊書、周官・尙書・禮・禮記・孟子・老子之屬、皆經傳說記、七十子之徒所論。其學舉六藝、立毛氏詩・左氏春秋博士、修禮樂、被服儒術、造次必於儒者。山東諸儒多從而游」。

⑨2 頗謂過之矣 『隋書』經籍志總序に、「梁初、祕書監任昉、躬加部集、又於文德殿內列藏衆書、華林園中總集釋典。大凡二萬三千一百六卷、而釋氏不豫焉」とあるのを参照すれば、蕭繹の自負には十分な根據がある。

二南五霸篇七

「二南」は、もと『詩』十五國風冒頭の「周南」「召南」

二卷をいう。これらの詩篇は、周王朝創業期の二人の功臣、すなわち周公と召公に因んで名づけられたと考えられる。

また「五霸」は、いわゆる「春秋五霸」を指している。ただこの篇に關しては、知不足齋叢書本の校記が指摘するように、大きな問題がある。「按此篇僅存三條、皆與說蕃篇同。疑說蕃篇中有二南五霸之事、後人因誤分之、非原有之目也。觀晁氏讀書志、亦無此目。可見今存其目、而刪其文、謹識於此」。確かに說蕃篇1の「周公攝政、云云」及び2「召公奭與周同姓姬氏、云云」は「二南」に、また3「齊桓公小白」以下の春秋期の記事は「五霸」にそれぞれ對應している。『永樂大典』卷一八二〇七の「三將」の項には『金樓子』二南五霸篇として、「秦穆公滅滑、云云」の文があるが、ここでは校記の説に従い、篇目のみを記すに留める。

金樓子卷第二

（この譯注の作成に當たっては、尾崎勤・猿渡留理兩氏による草

稿を参照した。記して謝意を表する。）

金樓子譯注（八）（興膳）